

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和8年10月1日

京都市長 松井 孝治

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂豊田町、上賀茂壺町口町、上賀茂東上之段町、上賀茂坂口町、上賀茂前田町、上賀茂津ノ国町、上賀茂音保瀬町、上賀茂藪田町、上賀茂石計町、上賀茂赤尾町、上賀茂神山、西賀茂下庄田町、西賀茂上庄田町、西賀茂北山ノ森町、西賀茂水垣町及び西賀茂坊ノ後町の各一部

京都市左京区下鴨南芝町、上高野上畑町、上高野鳥脇町、上高野大明神町、上高野仲町、一乗寺東浦町、一乗寺馬場町、一乗寺宮ノ東町、一乗寺木ノ本町、八瀬秋元町、岩倉幡枝町、岩倉中町、岩倉北平岡町及び岩倉南平岡町の各一部

京都市中京区西ノ京春日町の一部

京都市山科区御陵荒巻町、四ノ宮奈良野町、大宅古海道町、小野荘司町、西野山射庭ノ上町、西野山百々町及び西野山欠ノ上町の各一部

京都市下京区七条御所ノ内西町の一部

京都市南区吉祥院石原南町、吉祥院嶋高町、上鳥羽石橋町、上鳥羽卯ノ花町、上鳥羽清井町、久世中久世町二丁目、久世殿城町、久世築山町及び久世東土川町の各一部

京都市右京区太秦前ノ田町、太秦青木元町、太秦青木ケ原町、常盤草木町、西院月双町、西京極徳大寺団子田町及び嵯峨二尊院門前往生院町の各一部

京都市西京区桂池尻町、桂芝ノ下町、桂上野西町、桂浅原町、桂北滝川町、桂西滝川町、川島野田町、川島三重町、下津林前泓町、檜原水築町及び山田弦馳町の各一部

京都市伏見区桃山町正宗、桃山紅雪町、桃山町伊庭、桃山町因幡、醍醐西大路町、小栗栖中山田町、石田大山町、石田内里町、石田桜木、深草大亀谷東寺町、深草大亀谷六

躰町、深草大亀谷東久宝寺町、深草谷口町、深草坊町、竹田内畑町、竹田田中殿町、竹田東小屋ノ内町、中島河原田町、下鳥羽前田町、下鳥羽西柳長町、下鳥羽南柳長町、横大路貴船、横大路天王前、横大路西海道、横大路北ノ口町、横大路神宮寺、横大路下三栖辻堂町、横大路下三栖山殿、久我本町、久我御旅町、久我西出町、羽束師菱川町、羽束師志水町、羽束師鴨川町、淀樋爪町及び淀生津町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和8年10月1日から同年10月16日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

5 意見書の提出

（1）提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送、ファックス若しくは電子メールによって提出してください。ただし、郵送による場合は、縦覧期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

（2）提出先

ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

イ ファックス

０７５－２２２－３４７２

ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 ０７５－２２２－３５０５

(都市計画局都市企画部都市計画課)